

(目的)

第1条 この要綱は、アトピー等の皮膚疾患を持つ町外の小学校の児童、中学校、高等学校の生徒（以下「児童生徒」という。）を豊富温泉湯治留学体験者（以下「体験者」という。）として受け入れ、その支援をすることにより、教育の機会均等、豊富高校の存続、移住等を含めた地域振興を推進し、町内の小学校、中学校、高等学校への就学等を推進することを目的とする。

(要件)

第2条 体験の申請をしようとする体験者及び保護者（以下「申請者」という。）の要件は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 医療機関等からの意見を受け、申請者の意思により湯治体験を希望する者
- (2) 過去に豊富温泉湯治留学体験モニター事業に参加していない者
- (3) 湯治体験期間中に必ず保護する付添人がいる状況である者（ただし、高等学校の生徒を除く）
- (4) 町が実施する調査及び指示等に従うことを確約する者

(支援期間)

第3条 申請者を支援する期間は、温泉効能等を鑑み、14日以上30日以内とする。

2 支援する期間の決定は、第2条第1号に定める医療機関等の意見及び申請者の意志を尊重し決定するものとする。

(支援内容)

第4条 申請者への支援内容は、別表1のとおりとする。

(申請及び決定)

第5条 申請者は、豊富温泉湯治留学体験支援事業申請書（別紙様式1）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたと場合は決定の内容を豊富温泉湯治留学体験支援事業交付決定通知書（別紙様式2）により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、事業完了後ただちに、豊富温泉湯治体験支援事業実績報告書（別紙様式3）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 自宅等から豊富町までの区間の公共交通機関の往復に要した費用に係る領収書
- (2) 湯治体験期間に宿泊施設に要した費用に係る領収書
- (3) 湯治留学体験報告日誌
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたと場合は、体験者の指定する方法により支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第7条 町長は、申請者が次の各号に該当したときは、支援金の返還を求めることができる。

- (1) 要件を満たさない事項が確認できたとき。
- (2) 支援の辞退があったとき。
- (3) 体験の調査及び指示等に従わないとき。
- (4) 不適切な行為があったとき。
- (5) その他町長が支援金の返還を求める必要があると判断したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、疑義が生じた場合には、双方の協議により解決を図るものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

支援項目	支援内容
交通費支援金	児童生徒及び付添人各 1 人に対し、自宅等と豊富町間の公共交通機関の往路又は復路に要したどちらかの費用を支給する。
住居費支援金	児童生徒及び付添人各 1 人に対し、第 3 条第 1 項による規定の期間に要した実費の 2 分の 1 を支給する。(自炊型宿泊施設に限る)
生活交通費支援金	児童生徒及び付添人各 1 人に対し、第 3 条第 1 項による規定の期間に生活等のために沿岸バスを利用した豊富市街から温泉間の往復分の乗車券を支給する。
入浴料支援金	児童生徒に対し、豊富町ふれあいセンター設置及び管理等に関する条例(昭和63年条例第15号)第 7 条等に基づき使用料を免除することにより支援する。